

別表第6（第2条関係）

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この表において「法」という。）の規定による低炭素建築物新築等計画の認定等の手数料

区分	手数料の額
1 法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（以下この表において「計画」という。）の認定（以下この表において「計画の認定」という。）	
ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び次項において同じ。）に係る計画の認定を受けようとする場合	
(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,000円（住宅基準適合証等（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が作成した法第54条第1項各号に掲げる基準（以下この項において「認定基準」という。）に適合していることを示す書類又は市長の定めるその他の図書をいう。以下この項及び次項において同じ。）の提出がある場合にあっては、5,000円）
(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	38,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）
イ 非住宅建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項及び次項において「省令」という。）第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この項及び次項	非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合に限り。）にあっては(ア)又は(イ)に規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物（住宅部分

<p>において同じ。)、共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で、非住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下この項及び次項において「建築物省エネ法」という。))に規定する非住宅部分をいう。以下この項及び次項において同じ。))を有しないものをいう。以下この項及び次項において同じ。))又は複合建築物(省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この項及び次項において同じ。))に係る計画の認定を受けようとする場合</p>	<p>(建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この項及び次項において同じ。))に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。))にあっては(ウ)に規定する手数料の額、複合建築物(非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合を除く。))にあっては(ア)又は(イ)及び(ウ)に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額</p>
<p>(ア) 当該建築物の非住宅部分について省令第10条第1号イ(1)及び同号ロ(1)の基準並びに同号ただし書に規定する方法(次項において「誘導標準入力法等基準」という。))を用いて評価を行う場合</p>	
<p>a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>225,000円(非住宅基準適合証(建築物省エネ法第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した認定基準に適合していることを示す書類をいう。以下この項及び次項において同じ。))の提出がある場合にあつては、10,000円)</p>
<p>b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p>	<p>277,000円(非住宅基準適合証の提出がある場合にあつては、16,000円)</p>
<p>(イ)当該建築物の非住宅部分について省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(次項において「誘導モデ</p>	

ル建物法基準」という。)を用いて評価を行う場合	
a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	86,000円(非住宅基準適合証の提出がある場合にあつては、10,000円)
b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	108,000円(非住宅基準適合証の提出がある場合にあつては、16,000円)
(ウ) 当該建築物の住宅部分について評価を行う場合	
a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	67,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、10,000円)
b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	114,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、20,000円)
2 法第55条第1項の規定に基づく計画の変更の認定(以下この表において「計画の変更の認定」という。)	
ア 一戸建ての住宅に係る計画の変更の認定を受けようとする場合	
(ア) 計画の変更に係る部分(床面積の増加に係る部分を除く。)の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計(以下この項において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。)が200平方メートル未満のもの	17,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、3,000円)
(イ) 計画の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、3,000円)
イ 非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物に係る計画の変更の認定を受けよ	非住宅建築物又は複合建築物(非住宅部分に限って計画の変

うとする場合	更の認定を受けようとする場合に限る。) にあっては(ア)又は(イ)に規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物(住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。) にあっては(ウ)に規定する手数料の額、複合建築物(非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合を除く。) にあっては(ア)又は(イ)及び(ウ)に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額
(ア) 当該建築物の非住宅部分について誘導標準入力法等基準を用いて評価を行う場合	
a 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	225,000円(変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000円)
b 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	277,000円(変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、16,000円)
(イ) 当該建築物の非住宅部分について誘導モデル建物法基準を用いて評価を行う場合	
a 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	86,000円(変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000円)
b 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メ	108,000円(変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提

一トル以上のもの	出がある場合にあっては、16,000円)
(ウ) 当該建築物の住宅部分について評価を行う場合	
a 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	67,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円)
b 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	114,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円)
3 法第54条第2項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査	計画の認定を受けようとする建築物又は計画の変更の認定を受けようとする建築物の床面積の合計に応じて別表第3及び雲南市建築基準法施行細則第6条の規定により算出した額(工作物を築造する場合にあっては当該工作物の数に応じて別表第3及び同規則第6条の規定により算出した額を、構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては当該部分の床面積の合計に応じて別表第3の2の規定により算出した額)